

令和6年12月11日

各位

公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 安田 欣市
(公印省略)

一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 山崎 久紀
(公印省略)

第6回用地買収問題シリーズ研修会開催のご案内

向寒の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会の共催にて、官公署職員の方々が直面する公共用地取得にかかる困難案件の解決方法や登記測量全般に関する「第6回用地買収問題シリーズ研修会」を開催いたします。

第6回目のテーマは、以下のとおりです。参加をご希望される場合は、一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会ホームページの「研修会情報」にある申込フォームよりお申込みください。

【一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会ホームページ】

<https://shizuoka-koshoku.com/seminar/>

なお、各会場ごとに定員がございます。入力フォームでお申込みいただく場合、定員に達すると自動的にその会場を選択できなくなりますので、他の会場またはZOOM配信による参加を選択してください。

記

- **西部会場** (定員63名) 令和7年2月6日(木) 14:00～17:00
アクトシティ浜松 研修交流センター401会議室(浜松市中区板屋町111-1)
 - **東部会場** (定員40名) 令和7年2月13日(木) 14:00～17:00
プラサヴェルデ 401会議室(沼津市大手町一丁目1番4号)
 - **中部会場** (定員70名) 令和7年2月19日(水) 14:00～17:00
静岡県司法書士会館 4階司ホール(静岡市駿河区稲川一丁目1番1号)
- ※ZOOMによる同時配信(定員はありません。)も実施します。
※3会場とも同じ内容です。また、中部会場のみZOOMによる同時配信を行います。

【お問い合わせ先】

静岡県公共嘱託登記司法書士協会事務局 054-289-3700

スケジュール

13:30～	開場・受付開始
14:00～15:15 (75分)	第1講
15:15～15:30	休憩
15:30～16:45 (75分)	第2講

土地家屋調査士協会

第1講

「最近の不動産表示登記の動向と地図・公図の読図」

最近の社会情勢の変化や所有者・相続人不明土地問題などの社会問題に対応するため、基盤整備としての登記所備付地図の整備の推進が喫緊の課題となっていますが、登記所備付地図が整備されるまでの間、土地台帳付属地図（いわゆる公図）などの地図に準ずる図面は、土地の沿革にかかわる大きな意義と役割を有していると考えられます。

今回の研修会では、公共用地取得や管理の際に重要となる地図・公図に関する知識とその活用について、最近の不動産表示登記の動向を踏まえて解説します。

【関連キーワード】

- ・ 土地法制
- ・ 地図整備
- ・ 地積測量図
- ・ 筆界確認情報
- ・ 地図訂正
- ・ 筆界特定制度
- ・ 土地家屋調査士ADR

司法書士協会

第2講

「旧民法から現行民法に至る相続適用法の変遷と相続人調査の方法」

現在、社会問題となっている所有者不明土地ですが、その多くは相続登記が長期間未了であることを要因として発生しています。公共用地の取得に際しても、相続登記が長期間未了である不動産の場合、前提としての相続登記のため、登記上の所有者の相続人調査が必要ですが、旧民法施行の時期に相続が発生しているものも存在します。旧民法及び日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律が適用となる場合、相続人の調査及び確定にはそれら旧法の知識と理解が求められます。

そこで、第6回の研修会では、相続に関する旧民法から現行民法までの変遷を交え、それぞれの法施行時における相続人の範囲について解説いたします

- ☑ 現行民法による相続
- ☑ 応急措置法に基づく相続
- ☑ 旧民法に基づく家督相続、入夫婚姻 等
- ☑ 旧民法に基づく家督相続以外の遺産相続
- ☑ 旧民法特有の親族関係
 - ◇ 継親子関係の発生・消滅・継続
 - ◇ 嫡母庶子関係
 - ◇ 去家による養親子関係の消滅
 - ◇ 家附の継子の相続権 等